

カーボン・オフセットの現状と カーボン・ニュートラル

平成23年5月25日

※第1回検討会資料の一部を統合し、情報(各種データ等)を更新したものの。

I 日本における取組の現状Outline

I -1 カーボン・オフセットの考え方

I -2 カーボン・オフセットに関する制度の概要

I -3 カーボン・オフセット制度の普及に向けた枠組み

I -4 関連制度・施策

I -5 カーボン・オフセットの取組の普及状況

I -1 カーボン・オフセットの考え方

カーボン・オフセットとは？

【定義】

市民、企業等が、

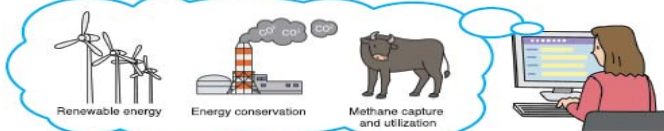
- ①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、
- ②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、
- ③削減が困難な部分の排出量を把握し、
- ④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせる。



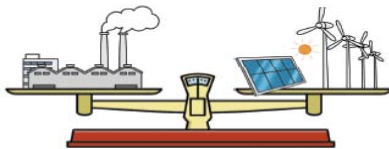
家庭やオフィス、移動(自動車・飛行機)での温室効果ガス排出量を把握する



省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など、温室効果ガスの削減努力を行う



削減が困難な排出量を把握し、他の場所で実現したクレジットの購入または他の場所での排出削減活動を実施

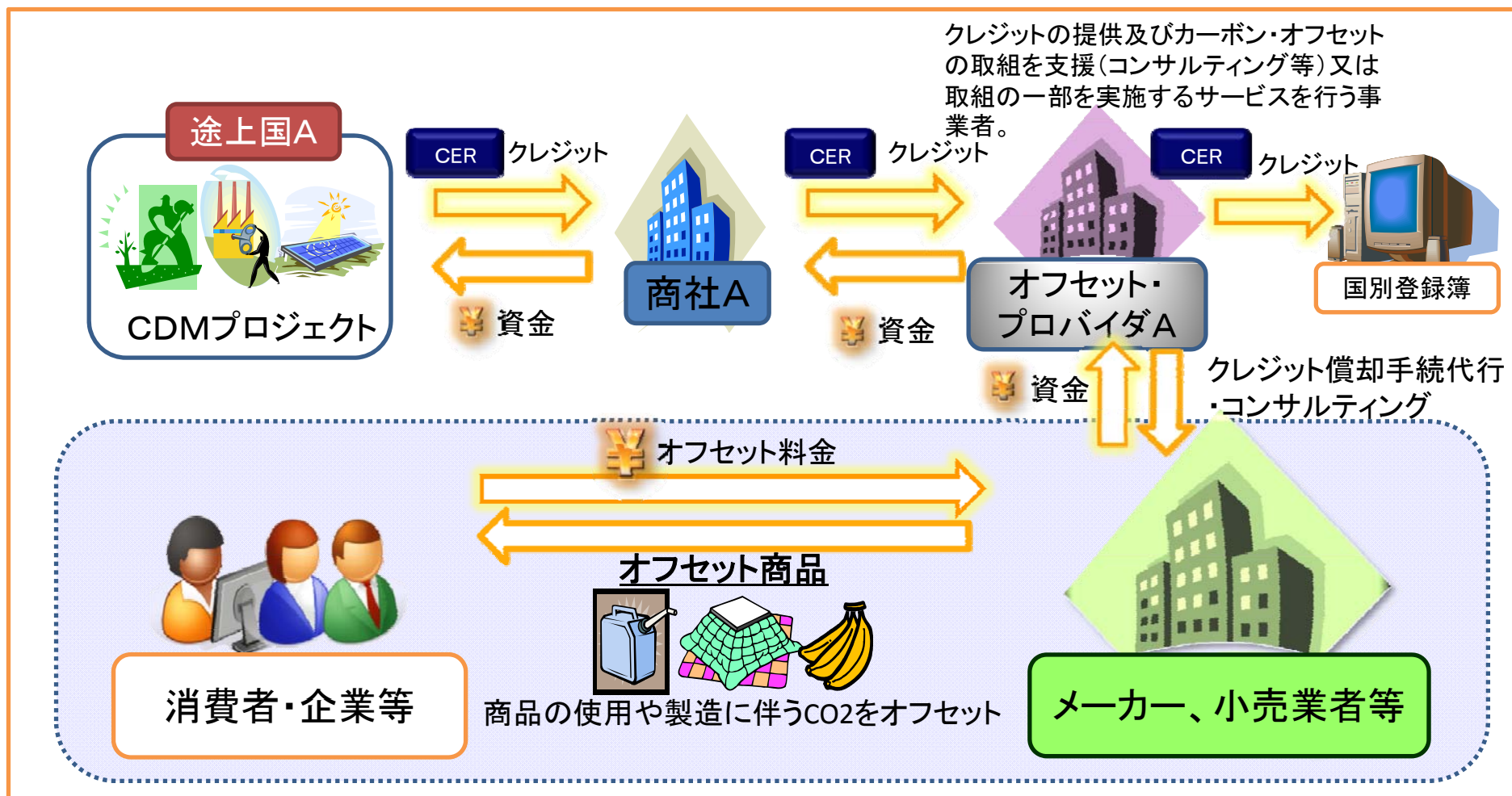


対象となる活動の排出量と同量のクレジットで埋め合わせ(相殺)する

カーボン・オフセットの仕組み

商品・サービス型カーボン・オフセット(京都クレジット(CER)を活用した場合)を例に

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が商品を使用したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量について、当該商品・サービスと併せてクレジットを購入することでオフセットするもの

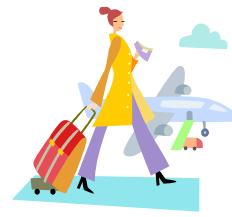


カーボン・オフセットの事例

2010年12月末現在、国内におけるカーボン・オフセット事例は約997件あり、商品の購入・サービスの利用に伴うものが大半を占める。(報道発表ベース)



カーボン・オフセット年賀状
年賀状購入者の生活に伴って排出されるCO₂の一部をオフセット



カーボン・オフセット旅行
ツアー代金にオフセット料金を上乗せして、航空機等の使用によるCO₂をオフセット



カーボン・オフセット ガソリン
消費者の自動車使用に伴うCO₂をオフセット



北海道洞爺湖サミット(2008年7月開催)など、国際会議等でのオフセット



スポーツイベント等でのオフセット
事例: FIFA W杯ドイツ大会



日常生活からの温室効果ガスをオフセット
例: 一ヶ月の電気料金のCO₂換算分

カーボン・オフセットの意義・効果

1. 社会を構成するあらゆる主体によるCO2削減行動の推進

■カーボン・オフセットの取組を通じて、温室効果ガスの排出がコストであるという認識を経済社会に組み込み、

「見える化 → 自分ごと化 → 削減努力 → 埋め合わせ(オフセット)」

という流れを作り出すことで、市民、企業、NPO/NGO、地方公共団体、政府等様々な主体による温室効果ガス削減活動が促進され、ライフスタイルや事業活動を低炭素型にシフトする契機となる。

2. 国内外の温室効果ガス削減等プロジェクトへの資金還流

■国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達への貢献となる。

■特に、オフセット・クレジット(J-VET)を活用することにより、カーボン・オフセットに取り組む企業等から、国内で削減等プロジェクトを行う事業者へ資金が還流することとなり、国内投資の促進、雇用の確保等を通じた地域活性化にも貢献することが期待される。

I -2 カーボン・オフセットに関する制度の概要

我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)

- ・2007年9月からカーボン・オフセットのあり方に関する検討会を開催(全5回)
- ・国内外の事例調査や各国政府の動向等を踏まえて、我が国におけるカーボン・オフセットのあり方に関する指針を明確化。
- ・指針の内容についての意見募集を経て、2008年2月7日に「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」を公表

<指針の主な内容>

カーボン・オフセットの推進の意義及び期待される効果

- 市民、企業等の主体的な削減活動の実施を促進すること
- 国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達への貢献

カーボン・オフセットの課題

- カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、市場の育成
- カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築
 - ① オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定
 - ② クレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・永続性の確保
 - ③ クレジットのもととなる排出削減・吸収量の正確な算定
 - ④ クレジットのダブルカウントの回避
 - ⑤ オフセット・プロバイダーの活動の透明性の確保
 - ⑥ オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識

カーボン・オフセットに関連する2つの認証制度

【カーボン・オフセット認証制度】

オフセットの一連の手続きを審査し、
認証する制度

【オフセット・クレジット(J-VER)制度】

国内の排出削減・吸収量をクレジット
として認証・発行する制度



カーボン・オフセットの基準・ガイドライン

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」
【2008年2月】

「カーボン・オフセットの対象活動から生じる温室効果ガス排出量の算定方法ガイドライン」
【2008年10月】

「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」
【2008年10月】

「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き」
【2011年4月】

「特定者間完結型カーボン・オフセットガイドライン」
【2010年6月】

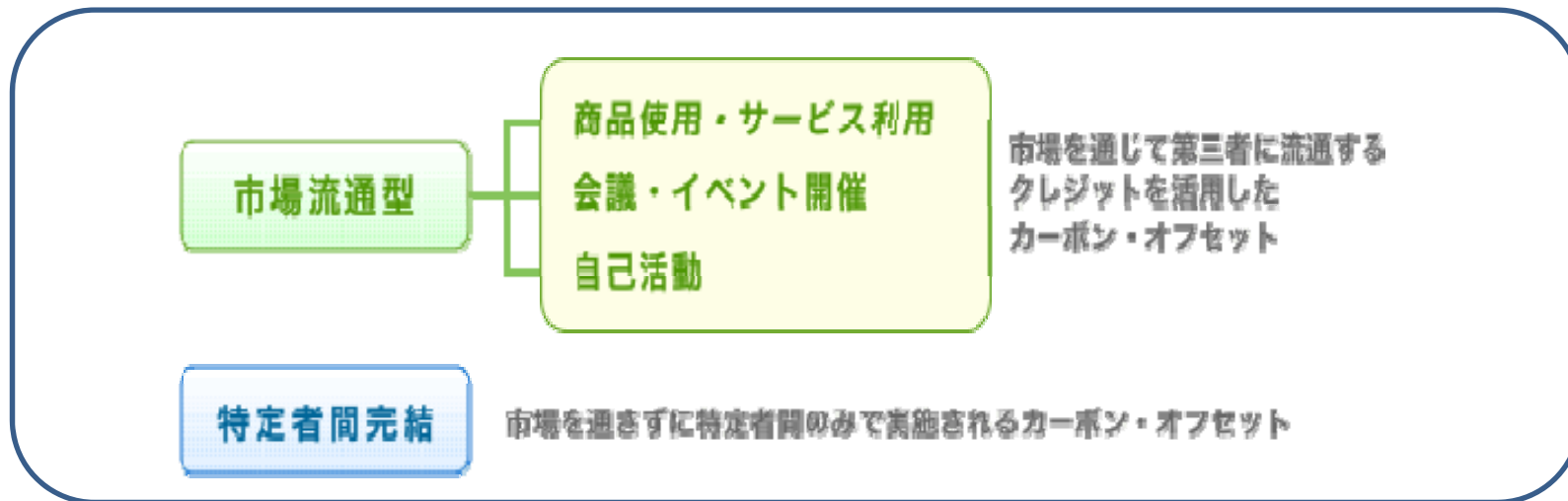
指針・各種ガイドラインの活用

「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」

【2009年3月】



カーボン・オフセットの類型



(1) 市場流通型…市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット

I-1: 商品使用・サービス利用オフセット

…商品を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

I-2: 会議・イベント開催オフセット

…国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

I-3: 自己活動オフセット

…自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

II: 自己活動オフセット支援

…商品・サービスを介し、当該商品・サービスを購入・利用する個人の日常生活に伴う排出量のオフセットを支援するもの。

(2) 特定者間完結型…市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 ならびにカーボン・オフセット認証制度（気候変動対策認証センター）

信頼性のあるカーボン・オフセットの構築ならびに取組の推進のために、環境省が2009年3月に認証基準を策定。同年4月より、気候変動対策認証センター(事務局:(社)海外環境協力センター内)が第三者認証機関としてカーボン・オフセット認証制度を実施。2011年4月現在、60件の認証を行っている。(認証番号4CJ-0900000試行事業除く)

目的

カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、公正な市場形成

認証要件

- ① 排出量の認識
算定方法ガイドライン等の算定方法、各種データの記録等
- ② 削減努力の実施
温対法等の法令遵守、何らかの削減取組等
- ③ オフセットに用いるクレジット調達等
クレジット種類(CER、J-VER、都道府県J-VER)、調達に係る契約の締結等
- ④ 排出量の埋め合わせ
オフセット量との整合性、無効化処理等
- ⑤ 情報提供
情報提供ガイドライン等



ラベリングの実施

第三者認証機関による認証を受けた取組に対してはラベリングを実施。



あんしんプロバイダー制度（気候変動対策認証センター）

あんしんプロバイダー制度とは、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出量クレジットの取扱方法等を、第三者機関である「気候変動対策認証センター」が定期的に確認した上で、ウェブサイトにおいて公表することによって、事業者・消費者等がオフセット・プロバイダーの信頼性と透明性を継続的に識別できるようにすることを目的とした取り組み。カーボン・オフセット認証制度の一環として実施。

カーボン・オフセット認証制度における申請手続きにおいて、あんしんプロバイダー制度参加者をオフセット・プロバイダーとして利用した場合、(排出量クレジットの取扱方法等の確認作業を定期的に行っているため)申請手続きにおける期間が短縮されると同時に一定額の手数料優遇を受けることができる。

【オフセット・プロバイダー】市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及び取組の支援または取組の一部を実施するサービスを行う事業者。

株式会社 エコノス		三菱UFJリース 株式会社	
三井住友ファイ ナンス&リース 株式会社		株式会社 アドバンテック	
一般社団法人 モア・トゥリーズ		株式会社 シーエーシー	
カーボンフリー コンサルティング 株式会社		株式会社 e-プランニング	
株式会社 リサイクルワン		インキュベクス 株式会社	

※2011年5月現在

会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き

- ・会議・イベント等のカーボン・オフセットは、市民、企業、NPO/NGO、地方公共団体、政府等が比較的容易に取り組むことができるが、多くのステークホルダーが参加することから、温室効果ガス排出量の削減努力や算定及び情報提供など適切なカーボン・オフセットのあり方について一定の考え方を示す必要がある。
- ・そのため、環境省は2010年7月に「会議・イベントにおけるカーボン・オフセット検討会」を立ち上げ、これまで4回開催し、信頼性のある会議・イベントのカーボン・オフセットのあり方を検討した。
- ・検討会を踏まえた上で、「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き」を2011年4月22日に公表。

【手引きのポイント】

(会議・イベントにおける、オフセットのステップごとに、実例を踏まえた具体的な対応方法を提示)

➤GHG算定方法に関する考え方の整理

- ・GHG排出量算定に関する考え方の明示
- ・主要な排出源と算定範囲・合理的な排出量推計の方法の明示

➤削減努力に関する考え方の整理

- ・主催者自身の取組、移動に伴う取組、会場内での取組、宿泊施設内での取組、参加者の取組、委託事業者への促し等、具体的に取りうる対策を例示)

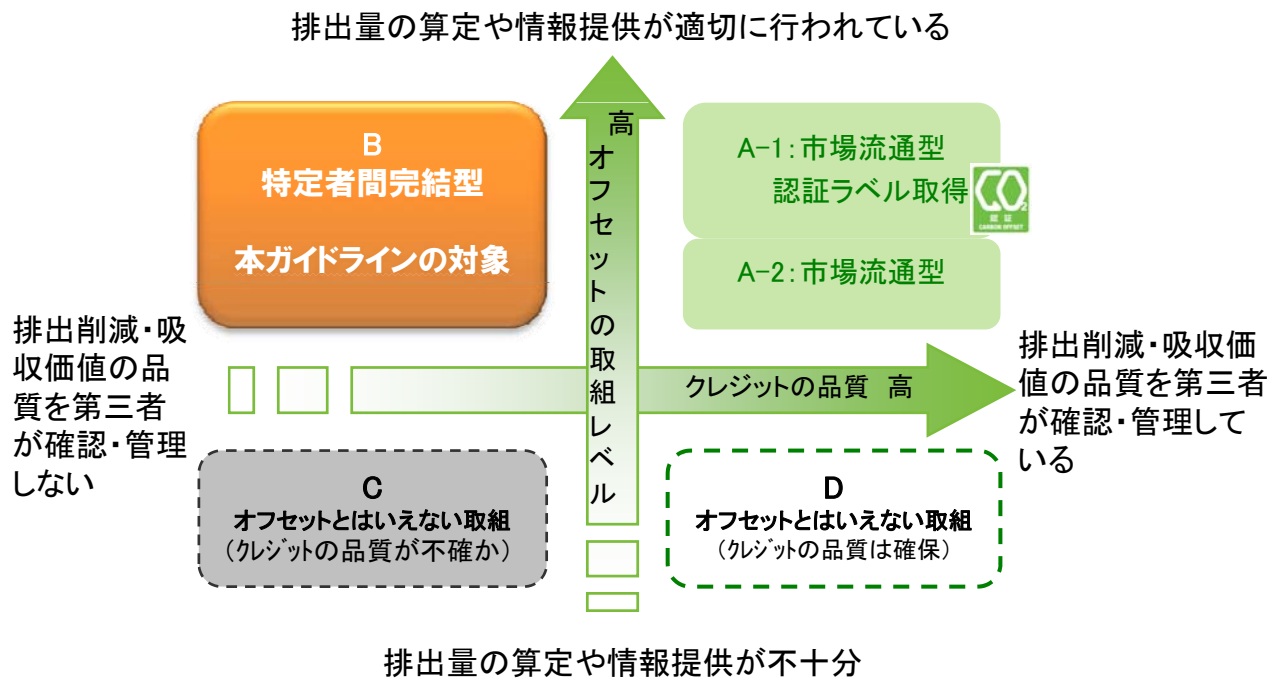
➤情報提供の整理

- ・会議・イベントに合わせた情報提供方法の整理

特定者間完結型カーボン・オフセットガイドライン

- 市場を通さずに特定者間のみで排出量の埋め合わせを行うカーボン・オフセット(特定者間完結型)について、そのあり方や信頼性を確保するための仕組み等について検討するため、2010年1月より検討会を開催(全4回)
- ガイドラインの内容についての意見募集を経て、2010年6月25日に「特定者間完結型カーボン・オフセットガイドライン」を公表

特定者間完結型カーボン・オフセットの位置づけ



【特定者間完結型】

オフセットする側と削減する側との特定の二者間で排出削減・吸収価値を交換するもの

例) 地方自治体が発行している森林吸収証書や特定の企業・団体間で行う排出削減・吸収の取組など

本ガイドラインでは、特定者間完結型において、排出量の把握、削減努力、排出削減・吸収活動の算定等の考え方や望ましい情報提供のあり方等を解説。